

○甲南大学研究活動における不正行為防止等に関する規程

平成 27 年 3 月 27 日

理事会制定

改正 平成 28 年 3 月 29 日

平成 29 年 1 月 27 日

令和 3 年 4 月 30 日

(目的)

第 1 条 この規程は、文部科学省が定める「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、甲南大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正行為防止等に関する事項を定め、公正な研究活動を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「研究者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 研究費の運営・管理に関わる本学の教職員及び学生
- (2) 本学の施設・設備を利用して研究を行う者
- (3) 本学が運営・管理する研究費（文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金並びに学内の研究費交付制度及び受託研究・共同研究に係る研究経費及び奨学寄附金等を財源とする研究費。以下「研究費等」という。）を利用して研究を行う者

2 この規程において研究活動における「不正行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者等がわきまえるべき基本的な注意義務・誠実性を著しく怠った行為に限る。

(1) 捏造

存在しないデータ、研究成果等を作成すること。

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(4) その他第 3 条に定める研究者等の責務に著しく違背する行為

3 この規程において「研究データ」とは、実験の生データ及び実験・観察ノート等、外部に発表する論文又は研究成果（以下「研究成果等」という。）を導出するために必要とした各種データ等をいう。

(研究者等の責務)

第 3 条 研究者等の責務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 高い倫理観をもって研究活動を公正に遂行しなければならない。

- (2) 別に定める「甲南大学研究活動行動規範」を遵守しなければならない。
- (3) 研究倫理活動に関するプログラムを受講しなければならない。
- (4) 研究成果等の第三者による検証可能性を確保するために、一定期間、研究データを保存し、必要な場合に公開しなければならない。なお、保存又は公開する研究データの具体的な内容、期間、方法、開示する相手先等については、研究データの性質や研究分野の特性等を踏まえて別に定める。
- (5) 共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任を明確にしなければならない。また、研究代表者は研究活動の全容を把握し、研究成果を適切に確認しなければならない。

(責任体制)

第4条 学長は、本学における研究活動の不正行為を未然に防止し、公正な研究活動を推進するために、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者を置く。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、研究を担当する副学長とし、研究活動における不正行為の防止等に関して本学全体を統括する。

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究倫理教育責任者は、各部局等の長とし、当該部局等における研究活動の不正行為の防止等において統括する実質的な責任と権限を持つ。

2 研究倫理教育責任者は、研究者等に求められる倫理規範を修得させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を定期的実施し、研究者等の倫理の向上に努めなければならない。

3 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育の実施及び受講状況を管理監督し、統括管理責任者に報告しなければならない。

4 研究倫理教育の内容は、別に定める。

(メンター)

第7条 研究指導教員は、学科、専攻、研究所に所属する大学院生や研究員などの若手研究者等を指導するため、メンターとしての役割を担う。

2 メンターは、前項の若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援、助言等を行うものとする。

(研究倫理委員会)

第8条 研究倫理の向上を図るため、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の者をもつて構成し、学長が委嘱する。

(1) 統括管理責任者

(2) 研究倫理教育責任者

(3) フロンティア研究推進機構長

3 学長は、必要あるときは、学内外の有識者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(所管部課室)

第9条 委員会に関する事務は、学長室が行う。

(通報・告発)

第10条 研究活動における不正行為の通報・告発に関する規程は、別に定める。

(不正行為者への措置)

第11条 研究者等が研究活動における不正行為を行った場合、論文等の取下げの勧告、研究費の使用中止、就業規則に基づく懲戒処分等必要な措置を講ずることがある。

2 前項の場合、当該研究者等の研究費にかかる申請の制限等一定の措置を講ずることがある。また、行為の悪質性が高いときは、刑事告発、民事訴訟等の法的な措置を講ずることがある。

第12条 研究者等が研究活動における不正行為を行った場合で、配分機関から研究費(不正使用した当時から返還までの期日に応じた加算金等を含む。)の返還を求められたときは、その返還の負担の責は、原則として、当該研究者等が負う。なお、学園が当該研究者等に代わってその一部又は全部を返還したときは、学園は、原則として、当該研究者等に求償する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が提案し、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。